「佐賀県立大学(仮称)整備設計委託」に係る質疑・回答書(参加表明書等に関すること)

質疑事項及び要旨	回答
1. 公告P1 2 参加要件(4)イ)等 日本国内の建築物の設計業務とは、基本設計または実施設計 業務と考えてよろしいでしょうか。	1. 貴見のとおりです。
2. 公告P4 3参加表明書及び提出資料(4) 添付資料について、配置予定技術者の従事したことや立場について、発注者に提出した「編成表」の提出でも可能と考えてよろしいでしょうか。	2. (様式4)配置予定技術者一覧表及び実績調書に添付が必要な、④ 管理技術者及び意匠(設計)主任技術者が当該業務に携わった立場を示す資料については、(資料1)公募型プロポーザル実施要領2 参加表明書の作成及び記載上の留意事項(1)提出書類一覧 様式4の添付資料の欄に記載のとおり、建築士法第24条の8の規定により建築主に交付した書面の写し、設計業務技術者届の写し、又は業務完了等証明書(様式7)としています。発注者に提出した「編成表」が業務名、担当技術者名、携わった立場が記載されたものであれば、設計業務技術者届に類するものとみなします。